

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略) <u>令和7年3月6日 一部改正</u></p> <p>海外投資(株式等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款(株)」という。)第39条及び海外投資(不動産等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p>海外投資(株式等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款(株)」という。)第39条及び海外投資(不動産等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>(申込み)</p> <p><b>第2条</b> 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第21による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(申込み)</p> <p><b>第2条</b> 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第27による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>8 (略)</p>	

<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第19条 被保険者は、約款(株)第31条第3項又は約款(不)第30条第3項の規定に基づき、保険証券ごとに別表1に掲げる「<u>回収義務履行状況報告書(従来制度)</u>」(以下「履行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第19条 被保険者は、約款(株)第31条第3項又は約款(不)第30条第3項の規定に基づき、保険証券ごとに別紙様式第18「<u>海外投資保険回収義務履行状況報告書</u>」(以下「履行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(回収義務の終了認定申請)</p> <p>第20条 被保険者は約款(株)第31条第2項ただし書又は約款(不)第30条第2項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、別表1に掲げる「<u>回収義務終了認定申請書(従来制度)</u>」に、貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収義務の終了認定申請)</p> <p>第20条 被保険者は約款(株)第31条第2項ただし書又は約款(不)第30条第2項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第19「<u>海外投資保険回収義務終了認定申請書</u>」に、貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収金の納付)</p> <p>第21条 被保険者は、約款(株)第31条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別表1に掲げる「<u>回収金通知書(従来制度)</u>」に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収金の納付)</p> <p>第21条 被保険者は、約款(株)第31条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20「<u>海外投資保険回収金通知書</u>」に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第22条 約款(株)第31条第7項又は約款(不)第30条第7項の規定に基づき、回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別表1に掲げる「<u>回収費用負担請求書(従来制度)</u>」及び当該負担したことを証する書類を本店に提出するも</p>	<p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第22条 約款(株)第31条第7項又は約款(不)第30条第7項の規定に基づき、回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第21「<u>海外投資保険回収費用負担請求書</u>」及び当該負担したことを証する書類を本店に提出するも</p>	

のとする。	のとする。	
<p>(権利行使等の委任)</p> <p><b>第23条</b> 被保険者は、約款(株)第31条第5項若しくは第32条第3項又は約款(不)第30条第5項若しくは第31条第3項の規定に基づき、保険事故に係る債権(以下「当該債権」という。)について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、<u>別表1に掲げる「権利行使等委任状(従来制度)」</u>及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任)</p> <p><b>第23条</b> 被保険者は、約款(株)第31条第5項若しくは第32条第3項又は約款(不)第30条第5項若しくは第31条第3項の規定に基づき、保険事故に係る債権(以下「当該債権」という。)について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、<u>別紙様式第22「海外投資保険権利行使等委任状」</u>及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p><b>第24条</b> 被保険者は、約款(株)第31条第13項又は約款(不)第30条第13項の規定に基づき、回収納付金の返還を請求しようとするときは、<u>別表1に掲げる「回収納付金返還請求書(従来制度)」</u>及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p><b>第24条</b> 被保険者は、約款(株)第31条第13項又は約款(不)第30条第13項の規定に基づき、回収納付金の返還を請求しようとするときは、<u>別紙様式第23「海外投資保険回収納付金返還請求書」</u>及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(信用危険てん補特約)</p> <p><b>第25条</b> 約款(株)第2条第1項第6号の規定に基づき、信用危険をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第18「信用危険てん補特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(信用危険てん補特約)</p> <p><b>第25条</b> 約款(株)第2条第1項第6号の規定に基づき、信用危険をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第24「信用危険てん補特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(再投資先企業てん補)</p> <p><b>第26条</b> てん補対象企業(被保険投資の相手方を除く。)に係る約款(株)第2条第1項の規定に基づくてん補、及び約款(株)第2条第4項の規定に基づき、再投資先企業向け貸付金債権に係る損失のてん補について、保険申込みをしようとする者は、別紙様式第19「再投資先企業てん補申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(再投資先企業てん補)</p> <p><b>第26条</b> てん補対象企業(被保険投資の相手方を除く。)に係る約款(株)第2条第1項の規定に基づくてん補、及び約款(株)第2条第4項の規定に基づき、再投資先企業向け貸付金債権に係る損失のてん補について、保険申込みをしようとする者は、別紙様式第25「再投資先企業てん補申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(事業拠点等特約)</p> <p><b>第27条</b> 約款(株)第2条第3項の規定に基づき、てん補対象企業の一の事業拠点等をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第20「事業拠点等特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(事業拠点等特約)</p> <p><b>第27条</b> 約款(株)第2条第3項の規定に基づき、てん補対象企業の一の事業拠点等をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	

<p><u>附 則</u> この改正は、令和7年4月1日から実施する。</p>					
<p>別表 1 海外投資保険提出書類一覧表</p> <p>別紙様式第 1 から第 9 及び第 <u>18</u> から第 <u>21</u> の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第 10- 1 から第 <u>17</u> 及び <u>回収に係る提出書類</u> の提出先は本店とする。</p>			<p>別表 1 海外投資保険提出書類一覧表</p> <p>別紙様式第 1 から第 9 及び第 <u>24</u> から第 <u>27</u> の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第 10- 1 から第 <u>23</u> の提出先は本店とする。</p>		
様式番号	保険申込・保険事故等に係る提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数
1	・海外投資（株式等）保険申込書	1 (1)	1	・海外投資（株式等）保険申込書	1 (1)
2	・海外投資（不動産等）保険申込書	1 (1)	2	・海外投資（不動産等）保険申込書	1 (1)
3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)	3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)
4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)	4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)
5	・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	5	・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)
6	・海外投資保険増額・減額承認請求書	1 (1)	6	・海外投資保険増額・減額承認請求書	1 (1)
7 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8 - 1	・海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	・海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)
8 - 2	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 2	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
8 - 3	・海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)	8 - 3	・海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)
8 - 4	・海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)	8 - 4	・海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)
8 - 5	・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)	8 - 5	・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)
8 - 6	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	8 - 6	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	・海外投資保険事情発生通知書	1	9	・海外投資保険事情発生通知書	1
10 - 1	・海外投資（株式等）保険損失発生通知書	1 (1)	10 - 1	・海外投資（株式等）保険損失発生通知書	1 (1)
10 - 2	・海外投資（不動産等）保険損失発生通知書	1 (1)	10 - 2	・海外投資（不動産等）保険損失発生通知書	1 (1)
11	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)	11	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)
12	・海外投資保険入金通知書	1 (1)	12	・海外投資保険入金通知書	1 (1)

13	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	13	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
14	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	14	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
15 - 1	・海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)	15 - 1	・海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)
15 - 2	・海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)	15 - 2	・海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)
16	・海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)	16	・海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)
17	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	17	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)
			<u>18</u>	・ <u>海外投資保険回収義務履行状況報告書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>19</u>	・ <u>海外投資保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>20</u>	・ <u>海外投資保険回収金通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>21</u>	・ <u>海外投資保険回収費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>22</u>	・ <u>海外投資保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>23</u>	・ <u>海外投資保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>18</u>	・信用危険てん補特約申請書	1 (1)	<u>24</u>	・信用危険てん補特約申請書	1 (1)
<u>19</u>	・再投資先企業てん補申請書	1 (1)	<u>25</u>	・再投資先企業てん補申請書	1 (1)
<u>20</u>	・事業拠点等特約申請書	1 (1)	<u>26</u>	・事業拠点等特約申請書	1 (1)
<u>21</u>	・贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	<u>27</u>	・贈賄防止に係る誓約及び申告書	1
			<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>		
<u>回収に係る提出書類</u>			注 (略)		
		<u>提出部数</u>			
・ <u>回収義務履行状況報告書（従来制度）</u>		<u>1 (1)</u>			
・ <u>回収義務終了認定申請書（従来制度）</u>		<u>1 (1)</u>			
・ <u>回収金通知書（従来制度）</u>		<u>1 (1)</u>			
・ <u>回収費用負担請求書（従来制度）</u>		<u>1 (1)</u>			
・ <u>権利行使等委任状（従来制度）</u>		<u>1 (1)</u>			
・ <u>回収納付金返還請求書（従来制度）</u>		<u>1 (1)</u>			
<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>			注 (略)		